

山LP協第 125 号  
平成30年11月26日

会 員 各 位

(一社) 山口県LPガス協会  
会 長 服部 典之 (印略)

液石法施行規則の一部改正について (お知らせ)

平素から、当協会の運営に格別のご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。  
さて、このことについて、(一社) 全国LPガス協会から別添のとおり通知がありましたのでお知らせします。

(主な改正点)

○基準日の前後1月以内に充てん設備の保安検査を受けた場合にあっては、基準日に当該検査を受けたものとみなされ、その後の保安検査の申請等においてもこの基準日が起点とされるなど、高圧ガス保安法における取り扱いと整合化が図られた。

一般社団法人山口県LPガス協会事務局  
TEL.083-925-6361/FAX.083-923-8366  
e-mail:yamalpgasu@mx52.tiki.ne.jp